

# 青少年育成木更津市民会議会則

(名称)

**第1条** この会議は、青少年育成木更津市民会議と称する。

(事務局)

**第2条** 事務局は、木更津市教育委員会生涯学習課に置く。

2 この会議の事務を処理するため事務局長をおき、会長がこれを指名する。

(目的)

**第3条** 青少年問題の持つ重要性にかんがみ、広く市民の総意を結集し、行政施策と呼応し、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動。
- (2) 健全な青少年団体およびグループの育成を図り、奨励する諸活動。
- (3) 勤労少年の教育、福祉を増進するための諸活動。
- (4) 体育およびレクリエーションを奨励するための諸活動。
- (5) 青少年をとりまく不良環境の排除と健全な環境づくり、および育成施設の整備を促進するための諸活動。
- (6) 親の自覚を促し、家庭を健全にするための諸活動。
- (7) 家庭教育、学校教育、社会教育の緊密な連携を図るための諸活動。
- (8) 青少年の非行防止のための諸活動。
- (9) 青少年育成に関する地域ぐるみ住民会議および青少年行政機関、団体の連絡調整。
- (10) その他、本会の目的達成に必要と認められる事項。

(組織)

**第5条** この会議は、市内青少年育成住民会議（以下地区組織という）をもって構成する。

(役員)

**第6条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名

(5) 会計 2名

(役員職務)

**第7条** 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 理事会は、本会事業の企画ならびに運営にあたる。

4 監事は、会計監査にあたる。

5 会計は会議の金銭の出納業務を行う。

(役員選任)

**第8条** 会長、副会長は、理事会において互選し、総会において承認を得るものとする。

2 理事は各地区組織の代表をもってあてる。

3 監事、会計は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(任期)

**第9条** 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合は理事会において選出し、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

**第10条** この会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は総会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応じる。

(会議)

**第11条** 会議は総会および理事会とする。

**第12条** 総会は毎年1回以上、会長が招集する。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会は会則に定めるもののほか、次のことを議決する。

(1) 事業計画および予算

(2) 事業報告および決算

(3) その他理事会において必要と認めた事項

4 総会は地区組織より選出された3名および役員をもって構成する。

(理事会)

**第13条** 理事会は、この会議の通常の業務を掌理し、運営にあたる。

2 理事会は、会長、副会長および理事をもって構成する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催し、会長が議長となる。

(表決)

**第14条** 総会および理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(経理)

**第15条** 本会の経費は、助成金および寄附金等をもってあてる。

**第16条** 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(施行規則)

**第17条** この規約の施行について必要な細則は、理事会の承認を得て会長が定める。

#### 附 則

この会則は、昭和56年3月15日から施行する。

平成6年3月22日 一部改正

平成12年5月23日 一部改正